

## 議案第47号

### 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

目次

第1章 略

第2章 市場関係事業者 (第3条—第8条)

第3章 監督 (第9条—第12条)

第4章 市場施設の利用 (第13条—第18条)

第5章 雑則 (第19条)

附則

第2章 市場関係事業者

(卸売業務の許可)

第3条 市場において卸売の業務 (市場に出荷される水産物につ  
いて、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い

目次

第1章 略

第2章 市場関係事業者

第1節 仲卸業者 (第3条—第7条)

第2節 売買参加者 (第8条—第12条)

第3節 附属営業人 (第13条—第15条)

第3章 売買取引及び決済の方法 (第16条—第31条)

第4章 監督 (第32条—第35条)

第5章 市場施設の利用 (第36条—第41条)

第6章 雑則 (第42条)

附則

第2章 市場関係事業者

受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(仲卸業務の許可)

第4条 市場において卸売業者（第3条の許可を受けた者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに

### 第1節 仲卸業者

(仲卸業務の許可)

第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事（地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに

該当する者であるときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 略

(2) 第6条又は第12条第1項第2号の規定により前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(3)～(6) 略

3 略

(仲卸業務の許可の更新)

第5条 略

該当する者であるときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 略

(2) 第7条又は第35条第1項第2号の規定により前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(3)～(6) 略

3 略

(仲卸業務の許可の更新)

第4条 略

(業務開始等の届出)

第5条 仲卸業者は、仲卸業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第6条 仲卸業者は、事業年度（個人にあっては、1月1日から

(仲卸業務の許可の取消し)

第6条 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項第1号、第3号、第4号又は第5号（資力信用を有しない者に限る。）のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 不正の手段により第4条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 正当な理由がないのに第4条第1項の許可を受けた日から起算して3月以内に仲卸業務を開始しないとき又は3月以上引き続き仲卸業務を休止したとき。
- (4) 略

(売買参加者の登録)

12月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(仲卸業務の許可の取消し)

第7条 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項第1号、第3号、第4号又は第5号（資力信用を有しない者に限る。）のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 不正の手段により第3条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 正当な理由がないのに第3条第1項の許可を受けた日から起算して3月以内に仲卸業務を開始しないとき又は3月以上引き続き仲卸業務を休止したとき。
- (4) 略

## 第2節 売買参加者

(売買参加者の登録)

第7条 略

第8条 略

2 知事は、前項の登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項の登録をしないものとする。

(1) 第12条又は第35条第1項第3号の規定により前項の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(2) 市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者

(3) 法人で、その業務を執行する役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

(4) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者

(5) 市場において継続的に取引を行う見込みがなく、かつ、卸売業者から卸売を受ける水産物の数量が著しく少ないと認められる者

3 第1項の登録の有効期間は、登録の日から起算して2年を経過した日以後の最初の12月31日までとする。

(売買参加者の登録の更新)

第9条 売買参加者（前条第1項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、同項の登録の有効期間満了の日後も引き続き卸売業者から卸売を受けようとするときは、規則で定めるところにより、同項の登録の更新を受けなければならない。

2 前条第2項（第1号を除く。）及び第3項の規定は、前項の規定による登録の更新について準用する。

(卸売を受けることの廃止の届出)

第10条 売買参加者は、卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第11条 売買参加者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(売買参加者の登録の取消し)

第12条 知事は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当すると

(附属営業の許可)

第8条 略

きは、第8条第1項の登録を取り消すことができる。

(1) 第8条第2項第2号から第4号(資力信用を有しない者に限る。)までのいずれかに該当することとなったとき。

(2) 不正の手段により第8条第1項の登録を受けたとき。

第3節 附属営業人

(附属営業の許可)

第13条 略

2 知事は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 卸売市場法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

(2) 第15条又は第35条第1項第4号の規定により前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(3) 法人で、その業務を執行する役員のうち前2号のいづ



れかに該当する者があるもの

(4) 附属営業を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は  
資力信用を有しない者

(営業開始等の届出)

第14条 附属営業人（前条第1項の許可を受けた者をいう。以下  
同じ。）は、附属営業を開始し、休止し、再開し、又は廃止し  
たときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(附属営業の許可の取消し)

第15条 知事は、附属営業人が次の各号のいずれかに該当すると  
きは、第13条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 第13条第2項第1号、第3号又は第4号（資力信用を有  
しない者に限る。）に該当することとなったとき。

(2) 不正の手段により第13条第1項の許可を受けたとき。

(3) 正当な理由がないのに附属営業を遂行しないとき。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の方法)

第16条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、相対売又は定価売の方法によることができる。

(1) 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している水産物で規則で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない水産物で規則で定めるもののうち、卸売業者があらかじめ相対売又は定価売による旨を表示したものの卸売をするとき。

(2) 災害の発生その他の規則で定める特別の事情がある場合であって、せり売又は入札の方法によることが著しく不適當であると認められるとき。

(3) 第20条第1項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をするとき。

2 卸売業者は、前項ただし書の規定により相対売又は定価売の方法による卸売を行ったときは、規則で定めるところにより、

知事に報告しなければならない。

(販売開始時刻等の周知)

第17条 卸売業者は、市場における卸売のための販売を開始するときは、あらかじめ、その時刻、場所等を関係者に周知させなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(指値のある受託水産物の表示)

第18条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けをした水産物（以下「受託水産物」という。）に指値があるときは、その販売前にその旨を当該受託水産物に表示しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第19条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、水産物について市場における卸売のための販売

の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第20条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であつて、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。

2 卸売業者は、前項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売を行ったときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(市場外にある水産物の卸売の禁止)

第21条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある水産物以外の水産物の卸売をしてはならない。ただし、市場の周辺の地域において知事が指定する場所にある水産物の

卸売をする場合又は知事の承認を得て電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により水産物の卸売をする場合については、この限りでない。

(受託契約約款)

第22条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、速やかに知事に届け出なければならない。当該受託契約約款を変更した場合も同様とする。

(委託手数料)

第23条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託をした者から収受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を知事に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも同様とする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなけれ

ばならない。

3 知事は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

#### 第24条 削除

(受託水産物の検収)

第25条 卸売業者は、受託水産物の受領に当たっては、検収を確実に行うとともに、受託水産物の種類、数量、等級、品質等をその委託をした者に通知しなければならない。

(卸売水産物を買収した者の明示及び引取り)

第26条 卸売業者は、その卸売をした水産物を買収した仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた水産物を、速やかに引き取らなければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第27条 仲卸業者は、市場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、仲卸業者が水産物を卸売業者から買い入れることが困難な場合であって、市場における取引の秩序を乱すおそれがないものとして知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(1) 水産物の販売の委託を受けること。

(2) 水産物を卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。

(仕切及び送金)

第28条 卸売業者は、受託水産物の卸売をしたときは、その委託をした者に対し、当該卸売をした日の翌日までに、売買仕切書を送付するとともに、速やかに売買仕切金を送付しなければならない。

2 前項の売買仕切書には、当該卸売をした受託水産物の種類、数量、等級、品質及び価格を正確に記載しなければならない。

(買受代金の支払)

第29条 仲卸業者又は売買参加者は、卸売業者から卸売を受けたときは、その水産物の引渡しを受けた日から24日以内に、卸売業者に対し買受代金を支払わなければならない。ただし、買受代金の支払についての特約があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の特約は、他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであってはならない。

(卸売予定数量等の報告)

第30条 卸売業者は、毎開場日、卸売を予定している主要な水産物の種類、数量その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の開始時刻までに、指定管理者に報告しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売をした主要な水産物の種類、数量、価格その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の終了後速やかに、指定管理者に報告しなければならない。

3 卸売業者は、毎月の水産物の取扱状況について、規則で定めるところにより、指定管理者に報告しなければならない。



### 第3章 監督

(売買取引の制限)

#### 第9条 略

2 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者（第7条の登録を受けた者をいう。以下同じ。）又は買出人（市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。）が次の各号のいずれかに該当するときは、売買を差し止めることができる。

(1)・(2) 略

(報告及び検査)

第10条 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは附属

(卸売予定数量等の揭示)

第31条 指定管理者は、卸売業者から前条第1項又は第2項の規定による報告を受けたときは、直ちにその内容を市場内の指定管理者が別に定める場所に揭示するものとする。

### 第4章 監督

(売買取引の制限)

#### 第32条 略

2 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人（市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。）が次の各号のいずれかに該当するときは、売買を差し止めることができる。

(1)・(2) 略

(報告及び検査)

第33条 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは附属

営業人（第8条の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは附属営業人の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

## 2 略

（改善措置命令）

### 第11条 略

（監督処分）

第12条 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は附属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処分をすることができる。

（1）卸売業者 第3条の許可を取り消し、又は6月以内の期

営業人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは附属営業人の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

## 2 略

（改善措置命令）

### 第34条 略

（監督処分）

第35条 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は附属営業人が卸売市場法、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処分をすることができる。

（1）卸売業者 6月以内の期間を定めて卸売の業務の全部又

間を定めて卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(2) 仲卸業者 第4条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて仲卸業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(3) 売買参加者 第7条の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。

(4) 附属営業人 第8条の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて附属営業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 知事は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2)～(4) 略

は一部の停止を命ずること。

(2) 仲卸業者 第3条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて仲卸業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(3) 売買参加者 第8条第1項の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。

(4) 附属営業人 第13条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて附属営業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 知事は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(1) 卸売市場法、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2)～(4) 略

(物品の品質管理)

第35条の2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、附属営業人及び

#### 第4章 市場施設の利用

(利用の許可)

第13条 略

(行為の制限等)

第14条 略

(利用許可の取消し)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、  
利用許可を取り消すことができる。

- (1) 略
- (2) 次に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれに定める処分の取消しを受けたとき。

ア 卸売業者 第3条の許可

買出人は、規則で定めるところにより水産物の品質管理を行わなければならない。

#### 第5章 市場施設の利用

(利用の許可)

第36条 略

(行為の制限等)

第37条 略

(利用許可の取消し)

第38条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、  
利用許可を取り消すことができる。

- (1) 略
- (2) 次に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれに定める処分の取消しを受けたとき。

ア 卸売業者 卸売市場法第58条第1項の許可

イ 仲卸業者 第4条第1項の許可

ウ 売買参加者 第7条の登録

エ 附属営業人 第8条の許可

(3) 略

(使用料の徴収)

第16条 略

(使用料の減免)

第17条 略

(過料)

第18条 詐欺その他不正の行為により第16条に規定する使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第5章 雑則

イ 仲卸業者 第3条第1項の許可

ウ 売買参加者 第8条第1項の登録

エ 附属営業人 第13条第1項の許可

(3) 略

(使用料の徴収)

第39条 略

(使用料の減免)

第40条 略

(過料)

第41条 詐欺その他不正の行為により第39条に規定する使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第6章 雑則

(規則への委任)

第19条 略

別表(第2条の2、第16条関係) 略

(規則への委任)

第42条 略

別表(第2条の2、第39条関係) 略

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の卸売業務の許可に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「旧法」という。)第58条第1項の規定により知事の許可を受けている者にあつては、新条例第3条の許可を受けたものとみなす。

4 新条例第4条第2項第1号の規定の適用については、旧法の規定（改正法附則第31条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により罰金以上の刑に処せられた者は、改正法第1条の規定による改正後の卸売市場法の規定により罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

5 新条例第4条第2項第2号の規定の適用については、改正前の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条又は第35条第1項第2号の規定により旧条例第3条第1項の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新条例第6条又は第12条第1項第2号の規定により新条例第4条第1項の許可を取り消されたものとみなす。